

○輪之内町税条例（昭和41年7月16日 条例第9号） 【わがまち特例抜粋】

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第9条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 16 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的

に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。

17 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。